

## ～会長便り～

皆さん、大河ドラマはご覧になりますか。「麒麟がくる」のあとに「晴天を衝け」が始まりました。「日本の資本主義の父」と呼ばれる「渋沢栄一」の生涯です。

その著書に「論語と算盤」があり、「利潤と道徳を調和させる」という経済人がなすべき道を示しています。大河ドラマのサブタイトルにもなっている「仁なる者に敵は無し」という言葉、その「仁」について受売りですが、一つご紹介いたします。

「まず他者を、という仁の教えを学ぶ」からです。孔子の教えに「仁者は己立たんと欲して先ず人を立て、己を達せんと欲して先ず人を達す」というものがあるそうです。この意味は紙面の関係上お調べ下さい。今まさに、社会のこと、人生のこと、こうでなくてはならないかもしれません。ご参考に。

## ～社会保険委員会便り～

先月末に長崎労災病院の抗がん剤勉強会がオンラインで開催されました。また、昨年11月にも佐世保市総合医療センターで同様に開催されましたが、この研修会は昨年の診療報酬改定において新設された「特定薬剤管理指導加算2」の算定要件である保険医療機関が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会に該当するものです。

「特定薬剤管理指導加算2」は、がん患者に対する保険薬局での薬学管理を評価するものであり、その背景には国が推し進める対物業務から対人業務への構造的な転換があります。私たち保険薬局の薬剤師が今後取り組んでいくべき重要な加算項目であると思われまますので、令和2年度社会保険講習会テキストのP120～124に掲載されている留意事項を、今一度ご確認ください。

今回は、この項目に関するQ&Aをご紹介します。

Q1：特定薬剤管理指導加算1と特定薬剤管理指導加算2は併算定可能か。

A：特定薬剤管理指導加算2の算定に係る悪性腫瘍剤及び制吐剤等の支持療法に係る薬剤以外の薬剤を対象として、特定薬剤管理指導加算1に係る業務を行った場合は併算定ができる。

Q2：患者が服用等する抗悪性腫瘍剤又は制吐剤等の支持療法に係る薬剤の調剤を全く行っていない保険薬局であっても算定できるか。

A：算定できない。

Q3：電話等により患者の副作用等の有無の確認等を行い、その結果を保険医療機関に文書により提供することが求められているが、算定はどの時点から行うことができるのか。

A：保険医療機関に対して情報提供を行い、その後に患者が処方箋を持参した時である。この場合において、当該処方箋は、当該加算に関連する薬剤を処方した保険医療機関である必要はない。なお、この考え方は、調剤後薬剤管理指導加算においても同様である。

Q4：電話等による服薬状況等の確認は、メール又はチャット等による確認でもよいか。

A：少なくともリアルタイムの音声通話による確認が必要であり、メール又はチャット等による確認は認められない。なお、電話等による患者への確認に加え、メール又はチャット等を補助的に活用することは差し支えない。

〈R2.3.31 厚生労働省通知 疑義解釈資料〉より抜粋



### 佐世保市薬剤師会 会務報告【2月】

4日	在宅医療・介護保険委員会	オンライン会議
17日	常務会	市薬会議室
25日	令和2年度第1回がん薬薬連携勉強会	オンライン勉強会 (長崎労災病院)